

○新潟県中東福祉事務組合職員の給料の調整額並びに特殊勤務手当に関する規則

昭和 62 年 1 月 20 日組合規則第 9 号

改正

昭和 63 年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 1 号
平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 2 号
平成 11 年 6 月 1 日組合規則第 3 号
平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 7 号
平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 3 号
平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 2 号
平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 8 号
平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 3 号
平成 28 年 3 月 16 日組合規則第 1 号
平成 31 年 3 月 25 日組合規則第 5 号

(目的)

第 1 条 この規則は、新潟県中東福祉事務組合職員の給料に関する条例（昭和 61 年組合
条例第 6 号）第 3 条並びに準用条例第 11 条第 1 項の施行に関し必要な事項について定め
ることを目的とする。

(給料の調整額)

第 2 条 削除

(特殊勤務手当)

第 3 条 準用条例第 11 条第 1 項の規定する特殊勤務手当の種類、支給職員の範囲及び支
給額は、別表 2 のとおりとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 61 年 9 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 63 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 30 日組合規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日組合規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 11 年 6 月 1 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日組合規則第 7 号）

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 31 日組合規則第 3 号）

この規則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 31 日組合規則第 2 号）

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 1 日組合規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 2 日組合規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日組合規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 25 日組合規則第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規則の施行日前に、この規則の改正前の新潟県中東福祉事務組合職員の給料の調整額並びに特殊勤務手当に関する規則第 2 条の規定により給料の調整を行っていた者は、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から平成 34 年（2022 年）3 月 31 日までの期間における給料の調整について附則別表に定めるところによるものとする。

附則別表

期間	級	調整基本額 (円)	給料の調整を行う職員 (管理職手当を支給する職員は除く)と調整数	支給額 (円)
平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日から 平成 32 年 (2020 年) 3 月 31 日まで	1 級	6,600	利用者支援に直接従事する職員で、かつ夜勤を行う職員 2 上記を除く利用者支援に直接従事する職員及び看護師 1	基本額に調整数を乗じた額
	2 級	8,500		
	3 級	9,600		
	4 級	10,200		
平成 32 年 (2020 年) 4 月 1 日から 平成 33 年 (2021 年) 3 月 31 日まで	1 級	6,600	利用者支援に直接従事する職員で、かつ夜勤を行う職員 1	基本額に調整数を乗じた額
	2 級	8,500		
	3 級	9,600		
	4 級	10,200		
平成 33 年 (2021 年) 4 月 1 日から 平成 34 年 (2022 年) 3 月 31 日まで	1 級	3,300	利用者支援に直接従事する職員で、かつ夜勤を行う職員 1	基本額に調整数を乗じた額
	2 級	4,250		
	3 級	4,800		
	4 級	5,100		

別表 1 削除

別表 2

種類	支給職員の範囲（管理職手当を支給する職員を除く）	手当の額
夜間特殊業務手当	利用者の支援に直接係わる職員	正規の勤務時間が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間で 3 時間以上含む場合 1 回 3,300 円